

はじめに

本書は、主に新人・若手の弁護士に向けて、離婚事件への対応の仕方をお示ししたものです。

離婚事件は、訴訟になった場合には大抵の方が弁護士に代理を依頼しますが、最近では、協議や調停の段階から弁護士が代理人となることも増えてきています。また、離婚事件は特殊な部類の事件でもないことから、若手の弁護士が離婚事件を受任するケースも増えてきているようです。しかし、経験の浅い弁護士が単独で取り組もうとすると、相談者・依頼者や相手方と話をする際にどのようなことに気をつけなければならないのか、どこでどのような資料を集めればよいのか、また、最終的な解決に向けたプロセスはどのようなものなのか、といった、中堅・ベテランの弁護士にとっては「あたりまえのこと」がわからないために戸惑うことも多いと思われます。

本書では、離婚事件における細かな判例・学説の対立等々には踏み込まず、多くの書籍では説明が省かれている、上記「あたりまえのこと」に焦点を当てて、事件処理のイロハをわかりやすく記載しました。離婚事件に関する経験が豊富な弁護士たちと、皆さんの立場に近い若手弁護士たちとが協力し合い、構想を練り上げて、記載内容を厳選しました。

皆さんが初めて離婚事件に取り組むときに、この本を参照いただければ、何とかひとりでも事件処理ができる、そう自信を持っています。ぜひご活用ください。

令和4年10月吉日

執筆者一同

CONTENTS

1 基礎知識

- **離婚の種類** 18
離婚の種類別に、特徴や、弁護士が関与する場合の留意点を教えてください。
- **離婚原因** 22
離婚の原因となる事情には、どのようなものがありますか？
- **親 権** 24
親権とはどのような権利ですか？
- **婚姻費用と養育費** 26
婚姻費用と養育費について、それぞれどのような費用をいうのか教えてください。
- **面会交流** 32
面会交流とはどのような手続きですか？ 実施にあたっての注意点についても教えてください。
- **財産分与** 36
財産分与とはどのような手続きですか？ 対象となる財産の範囲や評価の基準時、分与の方法等に注目して教えてください。
- **年金分割** 40
年金分割とはどのような制度ですか？
- **慰謝料** 42
離婚に伴う慰謝料について、どのような場合に、どの程度請求することができますか？

2 受任・解決

- **離婚の法律相談** ————— 46
離婚の法律相談では、特にどのような点に注意が必要でしょうか？
- **離婚事件の受任** ————— 50
離婚事件を受任するにあたっては、どのような点に注意が必要ですか？
- **解決手段の選択** ————— 54
離婚事件の解決手段は、何をポイントとして決定・選択すればよいですか？
- **離婚協議書** ————— 58
離婚協議の結果、無事に離婚について合意に至りました。離婚協議書の作成にあたり注意すべきポイントについて教えてください。
- **調停の申立て** ————— 62
離婚調停の申立てにあたっての注意点について教えてください。
- **調停の進め方** ————— 66
調停に臨むにあたっての心構えや、調停の進め方について教えてください。
- **保全処分** ————— 68
審判前の保全処分について教えてください。

- **離婚訴訟** _____ 70
離婚訴訟に際しての注意点について教えてください。
- **不履行（婚姻費用・養育費）** _____ 72
義務者が、調停や審判で決定した婚姻費用や養育費の支払いを行わなくなってしまった場合、どのような対応が可能でしょうか？
- **不履行（面会交流）** _____ 78
離婚時に面会交流について取決めを行いましたでしたが、親権者が非協力的です。取決めどおりに面会交流を行うための方法について教えてください。

3 離婚原因



- **性格の不一致** _____ 82
話し合いでは解決ができずに離婚訴訟に至った場合、「性格の不一致」という理由では離婚はどうしても難しいでしょうか？
- **強度の精神病** _____ 84
「夫は、3年前に会社の人間関係が原因でうつ病となり仕事も辞めてしまった。以来、働きもせず、理不尽に怒鳴りつけられるようなことが続いている」との相談を受けました。「強度の精神病」を理由に離婚は認められるでしょうか？

- **DV** _____ 86
 「妻から、人格を否定する発言や、友人と会うことを嫌うなどの過度の干渉、精神的な拘束などを受けている。もう限界なので離婚したい」との相談を受けました。離婚は認められるでしょうか？
- **有責配偶者からの離婚請求** _____ 88
 浮気をした側からの離婚請求は、絶対に認められないのでしょうか？

4 婚姻費用

- **婚姻費用の算定** _____ 94
 婚姻費用分担金の算定の方法について教えてください。
- **自営業者の収入** _____ 98
 自営業者の場合、婚姻費用算定の基礎となる総収入はどのように認定するのですか？
- **給与収入と事業収入がある場合** _____ 100
 相手方には、給与収入だけでなく事業による収入もあります。この場合、どのように婚姻費用を算定すればよいのでしょうか？
- **義務者が無収入となった場合** _____ 102
 義務者が仕事を辞め、現在は無収入となっていることがわかりました。この場合、婚姻費用を請求することはできないのでしょうか？

■ **義務者に債務がある場合** ————— 104

相手方（夫）が、借金返済を理由に支払いに応じません。婚姻費用の請求にあたり、義務者の借金は考慮しなければならないものなのでしょうか？

■ **請求者の有責性が明白な場合** ————— 106

たとえば妻の不貞行為が原因で婚姻関係が破綻した場合、妻は夫に対し婚姻費用を請求することはできないという理解でよろしいのでしょうか？

■ **財産の持出しがある場合** ————— 108

依頼者（妻）は別居の際、夫名義の口座から100万円を引き出していました。夫は、すでに生活費を渡していることになるとして、婚姻費用は支払わないと言っています。支払わせることは難しいのでしょうか？

■ **義務者が住宅ローンを支払っている場合** ——— 110

依頼者（妻）は、別居中の夫が住宅ローンを支払っている自宅に住んでいます。この場合、婚姻費用はどのようになりますか？

■ **義務者が家賃を負担している場合** ————— 112

依頼者（夫）は、別居中の妻が今も居住する自宅アパートの家賃を支払っています。妻に支払うべき婚姻費用額はどのようになりますか？

■ **子が私立学校に通っている場合** ————— 114

婚姻費用の請求にあたり、子どもが通う私立学校（中学校・高等学校）の学費は請求できますか？ 学習塾代や習いごとの費用についてはどうでしょうか？

- **双方が監護養育する場合** ————— 118
別居中の夫婦それぞれが子らを監護している場合、婚姻費用はどのように算出するのですか？
- **第三者との子がいる場合** ————— 120
- ① 夫が前妻との子の養育費を支払っている場合、夫に対する婚姻費用請求額はどのように認定されますか？
 - ② 夫に認知した子がいるが、認知した子に養育費が支払われているか明らかでない場合はどうなるのでしょうか？ なお、認知した子の母親には収入があります。

5 親権・監護権



- **親権取得のポイント** ————— 128
離婚調停で当事者双方が親権を争っています。親権を取得するためには、どのような主張を行うことが有効ですか？
- **監護者指定と子の引渡し** ————— 132
離婚に向けての協議を行っていたところ、依頼者（妻）の夫が突然、子どもを連れて家を出て行ってしまいました。子どもを連れ戻すために代理人として検討すべきことを教えてください。

■ 監護権取得のポイント ————— 134

依頼者(妻)は不貞行為を理由に離婚を求められています。子を連れて家を出たところ、夫から監護者指定および子の引渡しを求める審判が申し立てられました。代理人として主張すべきポイントについて教えてください。

■ 家裁調査官による調査 ————— 136

離婚調停において親権を争っているところ、次回期日から家庭裁判所調査官が同席することになりました。調査官による調査が入ることですが、具体的にはどのようなことが行われるのでしょうか？

■ 調査官調査への準備・対応 ————— 140

離婚調停を行っていたところ、家庭裁判所による調査が入ることになりました。当事者の代理人として、どのように準備をし、対応すればよいか、教えてください。

■ 親権と監護権の分属 ————— 144

親権で夫ともめている妻から、親権者は夫、監護者は妻とすることはできないかと相談を受けました。どのようにアドバイスすればよいのでしょうか？

■ 親権者変更 ————— 148

協議離婚で母親が親権者となりましたが、連日遊び歩いており、夜も帰らないために子どもはコンビニで買った弁当で夕飯を済ませるようなことも多いようです。親権者を父親に変更することはできますか？



6 養育費

- **養育費の算定** ————— 152
 養育費の算定の方法について教えてください。
- **第三者との子がいる場合** ————— 156
 夫に前妻との子がいる場合、夫に対する養育費請求額はどのように認定されますか？ なお、前妻には収入があります。
- **双方が監護養育する場合** ————— 162
 子が3人いる夫婦において、夫が2人、妻が1人の子の親権者として各々監護養育する場合、養育費はどのように算出されますか？
- **子に持病・障害等がある場合** ————— 164
 身体的障害または知的障害を有する子の養育費算定にあたり、算定表に基づく養育費に医療費や教育費を加算することはできますか？
- **増減額請求** ————— 166
 養育費を取り決めたあと義務者の収入が下がった場合、養育費の減額の請求は認められますか？ 権利者が再婚した場合はどうなるのでしょうか？



7 面会交流

- **実現のための手続き** ————— 170
離婚協議中に依頼者（夫）の妻が子どもを連れて別居してしまい、依頼者は子どもに会えない状況です。依頼者は子どもに会いたがっているのですが、どのような方法をとることができるのでしょうか？
- **面会交流の条項** ————— 172
面会交流について書面をもって定める場合、どのような条項にすればよいのか教えてください。
- **第三者機関の活用** ————— 178
父母の感情的対立が激しいため話ができそうになく、取決めどおりの面会交流を実現することは難しそうです。第三者機関を利用して面会交流を行えればと思うのですが、その際どのようなことに留意が必要でしょうか？
- **間接交流** ————— 180
子どもは今は非監護親と直接顔を合わせたくないとはいいますが、交流をまったく拒否しているわけではないようです。間接交流を検討したいのですが、どのような点に注意が必要ですか？

8 財産分与

- **預貯金** ————— 184
 - ① 預貯金を財産分与する場合、いつ時点の残高を基準にすればよいのでしょうか？
 - ② 子ども名義の預貯金は、財産分与の対象となりますか？
- **不動産** ————— 186
 - ① 不動産の分与にはどのような方法がありますか？
 - ② 不動産の購入にあたり頭金を一方の特有財産から支払った場合、分与額はどのように計算すればよいのでしょうか？
- **保 険** ————— 188
 - 保険は財産分与の対象になりますか？
- **株式・自動車** ————— 192
 - 財産分与で株式や自動車を分ける場合の手続きについて教えてください。
- **退職金** ————— 196
 - 退職金は財産分与の対象となりますか？ 対象となる場合、どの範囲で対象となるのでしょうか？
- **債 務** ————— 198
 - 相手方に債務がある場合、その債務は財産分与を理由に分け合わなくてはならないのでしょうか？
- **未払婚姻費用と財産分与** ————— 202
 - 別居中に請求していなかったため婚姻費用の未払いがある場合、その分を財産分与として受け取ることはできますか？

- **財産分与と税金** ————— 204
財産分与でお金や不動産をもらった場合、税金はかかるの
ですか？



9 年金分割

- **年金分割制度** ————— 208
年金分割を行う場合の手続きについて教えてください。
- **合意ができない場合** ————— 214
年金分割について相手方と合意できそうにない場合、どの
ような手続きをとればよいですか？
- **年金分割をしない旨の合意の有効性** ————— 216
「年金分割をしない」という合意がされています。この合
意は有効でしょうか？

10 慰謝料

- **慰謝料の法的性質** ————— 220
慰謝料の法的性質（訴訟物）は何ですか？ それを踏まえ、
請求の可否を検討するにあたっては、どのようなことに注
意すべきでしょうか？

- **慰謝料請求が認められるケース** ————— 224
 裁判で慰謝料の請求が認められたケースには、どのようなものがありますか？
- **不貞慰謝料の算定基準** ————— 228
 配偶者に対する不貞慰謝料の額は、どのような事情を考慮して算定されるのですか？ 裁判実務上は、慰謝料の相場はどのくらいなのでしょう？
- **不貞行為の立証** ————— 232
 不貞行為の立証のポイントを教えてください。
- **立証が困難な場合** ————— 236
 不貞行為の立証が不十分な場合、慰謝料請求が認められることはないのでしょうか？
- **慰謝料請求の消滅時効** ————— 238
 慰謝料請求の消滅時効の期間と起算点について教えてください。

11 保護命令

- **DV 事案への対応** ————— 242
 DV（ドメスティック・バイオレンス）を離婚原因とする離婚手続に関与する場合、どのような点に注意しなければなりませんか？
- **保護命令** ————— 246
 保護命令にはどのようなものがあるのですか？

- **保護命令の発令要件** ————— 252
保護命令の発令要件を教えてください。
- **保護命令の申立て** ————— 256
保護命令の申立てについて教えてください。
- **手続きの流れ** ————— 260
保護命令手続の流れはどのようになるのですか？

12 離婚後の手続き

- **婚氏続称** ————— 264
婚姻によって氏を改めた夫または妻が、離婚後もその氏を使い続けるためには、どのような手続きが必要ですか？
- **子の氏の変更** ————— 266
夫を筆頭者とする戸籍に妻と子が載っていましたが、離婚により妻がこの戸籍から抜けました。妻が子の親権者となることから、子を妻の戸籍に移したいのですが、どのような手続きが必要ですか？
- **財産分与の履行** ————— 268
財産分与の履行を受けるには、どのような手続きが必要になりますか？
- **年金種別の変更** ————— 270
加入中の年金については、離婚後、どのような手続きが必要になりますか？

- **年金分割請求** ————— 272
離婚後に行う年金分割の請求手続について教えてください。
- **健康保険** ————— 276
健康保険については、離婚後、どのような手続きが必要になりますか？
- **児童手当・児童扶養手当** ————— 278
離婚成立後、子どもの親権者となる親がもらえる児童手当・児童扶養手当とはどのようなものですか？ 受給するために、どのような手続きが必要ですか？
- **その他の社会保障給付** ————— 280
児童手当・児童扶養手当以外に、ひとり親家庭が受けられる給付などがありますか？



1

基礎知識

あなたが離婚事件を受任した場合、離婚原因を正確に把握し、今後の見通しを立てながら、最適な方法で依頼者の希望を叶えることに尽力することになります。

あなたは弁護士として、依頼者から聴取・収集した事情や証拠を法的観点から見直し、的確に拾い上げて整理しなければなりません。

その意味で、あなたは依頼者自身よりも

依頼者のことを具体的に把握し、考察することになります。

不安と孤独のただなかにいる依頼者と向き合いながら適切な検討を続け、彼らが満足する結果を導き出すことは決して容易ではありませんが、それだけにやりがいも大きいものといえます。

本章では、離婚事件に対応するための基礎の基礎をまとめました。

まずはここを読み込み、ポイントをしっかり押さえましょう！

離婚の類型

離婚の類型別に、特徴や、弁護士が関与する場合の留意点を教えてください。

離婚の4類型

離婚には、「協議離婚」「調停離婚」「審判離婚」「裁判上の離婚」の4つの類型があります。各類型の特徴は、次のとおりです。

離婚の類型	離婚の成立	効力発生日
協議離婚	夫婦間の協議のみによって成立	離婚届の届出日
調停離婚	家庭裁判所の調停の場で話し合われて成立	調停成立日
審判離婚	調停での話し合いが不成立となった場合に家庭裁判所が職権で判断	裁判所による審判の確定日
裁判上の離婚	夫婦のいずれか一方が提起した訴訟の確定判決で成立	裁判所による判決の確定日

協議離婚

協議離婚は、離婚の当事者である夫婦が協議し、双方合意の上で役所に離婚届を届け出ることによって離婚が成立します（民法764条（同法739条を準用）、戸籍法76条）。現在わが国の離婚全体の9割弱を占める類型であり、最も一般的な離婚方法といえます。離婚届には夫婦

- ☞ 離婚には、①協議離婚、②調停離婚、③審判離婚、④裁判上の離婚の、4種類がある。
- ☞ いずれも「夫婦が離婚する」という効力が生じるという点では共通しているが、その効力発生日に差異があることに注意が必要である。

双方のほか証人2名の署名・押印が必要ですが、届出は夫婦のいずれか一方のみで行うことができます。

協議離婚の場面においても、弁護士が夫婦の一方の代理人として離婚交渉を行ったり、離婚協議書を作成したりするなどして深く関与することは少なくありません。この場合、親権、養育費、面会交流、財産分与などの離婚に付随する取決めについて検討したり、公正証書により履行確保を図りまた協議内容を確実なかたちで残したりするなど、専門家として、将来の紛争を防ぐための措置を講じることが求められます。

調停離婚

夫婦間での話し合いが困難な場合には、裁判所における夫婦関係調整調停手続（いわゆる「離婚調停」）を利用することが考えられます。このような調停による離婚は離婚全体の約1割を占めており、決してめずらしいものではありません。

離婚調停は家庭裁判所で行われます。裁判官および調停委員2名（男女各1名）が夫婦のあいだに入り、それぞれから個別交互に話を聴取して進行する非公開の手続きです。もっとも、裁判官や調停委員が介在するとはいえ、協議離婚と同様、あくまで夫婦間の話し合いによる自主的な解決を目的とするものであり、双方の合意が離婚成立の前提となります。そのため、裁判所が一方的に離婚およびその他の諸条件を

命じることはありません。

そのようななかで、一方当事者の代理人である弁護士は、離婚調停手続において当事者本人と同席し、または単独で裁判官や調停委員と話をすることのできる唯一の存在です。事前に当事者と入念に打合せをして事案を網羅的かつ正確に把握し、裁判所に対しては本件を簡潔明瞭に説明できるように準備しておくほか、離婚訴訟に発展した場合等、今後の見通しを十分に視野に入れつつ、調停に臨むことが必要です。

審判離婚

家庭裁判所は、離婚調停が成立しない場合において相当と認めるときは、一切の事情等を考慮して、職権で事件の解決のため必要な審判をすることができ（家事事件手続法 284 条 1 項、「調停に代わる審判」）、これに基づく離婚を「審判離婚」といいます。離婚することに争いはないが条件に関するわずかな意見の食い違いで調停が不成立となった場合や、離婚条件が整ったが夫婦の一方が遠方に居住しているなどでどうしても出席できず調停を成立させることができない場合（調停成立時には双方当事者の出席が必要です）などに利用されることがあります。

もっとも、当事者双方が離婚という調停の主たる目的に同意している場合、裁判所がむやみに調停は不成立となったと結論づけることは少なく、上記のとおり限定された条件のもとでしか審判へと移行することはありません。また、夫婦の一方が異議を申し立てるとその異議事由を問わず審判の効力は失効することから、当事者にとっても審判離婚を利用するメリットは限定的です。そのため、審判離婚が利用される割合は、離婚全体の 1% 未満にとどまっています。

このような事情もあり、弁護士としても離婚審判に関与する機会は

少ないのが実情ですが、離婚紛争の早期円満な解決の観点から望ましいと判断される場合などであれば、事案を誰よりも詳しく把握し、分析している代理人として、裁判所に対し積極的に離婚審判手続への移行を求めるべきでしょう。

裁判上の離婚

当事者間において離婚するかどうかに大きな争いがある場合、離婚協議や離婚調停を経ても離婚の合意に至らない、ということも十分にあり得ます。そのような場合、離婚を求める側は、離婚訴訟を提起することになります。裁判上の離婚は、一方配偶者が他方配偶者を被告として提起した離婚訴訟の認容判決が確定することによって成立します。離婚訴訟は人事訴訟の一種であり、その管轄は家庭裁判所です(人事訴訟法2条1号、4条)。

離婚訴訟は、まず離婚調停を経なければ提起することができません(調停前置。家事事件手続法257条1項、244条)。調停を申し立てずに訴訟が提起された場合、家庭裁判所は原則として職権で調停に付すこととされており(同法257条2項)、離婚訴訟はこのように原則としてその他の類型によっては離婚が成立しなかった場合に初めて提起されるものであることから、裁判上の離婚は離婚全体の1%程度を占めるにとどまります。

離婚訴訟の提起は、当事者双方の対立が大きいことの何よりの証左です。弁護士としては、法定離婚原因(民法770条1項各号)に当たる事実を法的観点から整理し、親権や養育費、年金分割等に関する附帯処分の申立ての是非を検討するなど、一方当事者の代理人として担うべき事項について、より注力することが肝要です。

離婚原因

離婚の原因となる事情には、どのようなものがありますか？

協議離婚・調停離婚の離婚原因

協議離婚・調停離婚は、家庭裁判所が手続きに介入するか否かの差異はありますが、いずれも、夫婦間での話し合いのうえ、双方の合意に基づいて成立するものです。したがって、離婚の原因は限定されず、どのような事情であっても、双方が離婚することに合意すれば離婚することができます（ただし、子がいる場合には、父母の一方を親権者と定める必要があります）。法定の離婚原因として容易に認められない「性格の不一致」や「家事育児への非協力」なども、協議離婚・調停離婚の場では離婚の原因として話し合われることが少なくありません。

裁判上の離婚の離婚原因

裁判上の離婚では、「裁判所が一方当事者の意思に反して離婚を成立させる」という重大な効果が発生するため、離婚が認められる原因は、民法770条1項各号で法定された離婚原因に限定されます。

- 配偶者に不貞な行為があったとき（1号）
- 配偶者から悪意で遺棄されたとき（2号）
- 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき（3号）

- ☞ 協議離婚・調停離婚の場合、夫婦双方の合意さえあれば離婚原因は問われない。なお、審判離婚は、離婚すること自体には争いがなく細かい条件で合意に至らない場合などでしか利用されないため、離婚原因という離婚そのものに関わる事情が問題になる場合、離婚審判手続が利用されることはない。
- ☞ 裁判上の離婚の場合は、法定の離婚原因（民法 770 条 1 項各号）に限定される。

- 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき（4号）
- その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき（5号）

訴訟上とりわけ問題となるのは、「婚姻を継続し難い重大な事由」の具体的内容についてです。婚姻関係が破綻して回復の見込みがないこと、たとえば長期間の別居の継続、一方配偶者による虐待（直接的な暴力のほか、モラハラ等の精神的虐待も含みます）、性的不能等の事情が認められるのであれば、該当する可能性があります。一方で、先に挙げた「性格の不一致」や「家事育児への非協力」などの事情は、当事者にとっては離婚を決意するに足る重要な問題ですが、訴訟ではこれだけで「婚姻を継続し難い重大な事由」があるとはなかなか認められにくいのが実情です。

その他、一方配偶者の浪費や借金を原因とする経済的困窮、他方配偶者の親との人間関係（いわゆる「嫁姑問題」）、特定の宗教に入信したことによる日常生活への支障等、夫婦関係に悪影響を及ぼす事情は多岐にわたりますが、上記と同じくこのような事実だけでは「婚姻を継続し難い重大な事由」として認められることは困難です。

しかしながら、依頼者から事情を詳しく聴取するなかで、それを遠因として配偶者やその親族から虐待を受けているなど、「婚姻を継続し難い重大な事由」につながることもあります。弁護士としては、当事者が主立って話す事情にのみとらわれることなく、事案を客観的に俯瞰し、本件の離婚原因の根幹がどこにあるのかを分析・検討する姿勢を忘れてはなりません。

親権

親権とはどのような権利ですか？

親権

親権（民法 818 条 1 項）とは、身上監護権（同法 820 条～ 823 条）、財産管理権（同法 824 条）および子の身分行為に関する法定代理権（同法 787 条、797 条等）を包含する権限です。一方で、ひとりでは社会生活を送ることが困難な未成熟児を保護し、その健全な肉体的・精神的成長を図るという子の福祉の観点からは、親権者に課される義務でもあります。

親権

身上監護権（監護権） … 居所指定権・懲戒権・職業許可権

子の利益のために子を監護養育する権利をいう。日常生活全般において子と同居し、身のまわりの世話やしつけ、教育等を施す一般的・包括的権利であると理解されている。

財産管理権

子名義の財産を包括的に管理する権利をいう。子の財産を保護することを目的とし、その財産に関する法律行為についての代理権および同意権が与えられる。

子の身分行為に関する法定代理権

親権者は、認知の訴えの提起（民法787条）や15歳未満の子による養子縁組に関する承諾（同法797条）などを子に代わって行うことができる。

執筆者紹介

弁護士 平田 雅也 (ひらた まさや)

法政大学法学部法律学科卒業 平成8年4月弁護士登録

みちひらき法律事務所 (東京都町田市)

URL <http://michihiraki-law.com/>

執筆担当：第4章、第6章

弁護士 松村 武 (まつむら たけし)

早稲田大学法学部卒業 平成8年4月弁護士登録

順風法律事務所 (東京都立川市)

URL <http://www.junpu.net/>

執筆担当：第2章、第3章

弁護士 大藏 久宣 (おおくら ひさのぶ)

中央大学法学部法律学科卒業 平成16年10月弁護士登録

大藏法律事務所 (東京都府中市)

URL <http://www.okura-lawoffice.com/>

執筆担当：第8章、第9章

弁護士 大藏 隆子 (おおくら たかこ)

慶應義塾大学法学部法律学科卒業 平成16年10月弁護士登録

大藏法律事務所 (東京都府中市)

URL <http://www.okura-lawoffice.com/>

執筆担当：第12章

弁護士 湧田 有紀子 (わくた ゆきこ)

中央大学法学部法律学科卒業 平成 16 年 10 月弁護士登録

東京調布法律事務所 (東京都調布市)

URL <https://tokyochofu-law.com/>

執筆担当：第 5 章、第 7 章

弁護士 倉持 雅弘 (くらもち まさひろ)

早稲田大学大学院法務研究科卒業 平成 26 年 12 月弁護士登録

東京桜橋法律事務所 (東京都中央区)

URL <http://tksb.jp/>

執筆担当：第 10 章、第 11 章

弁護士 依田 知 (よだ さとる)

一橋大学法学部卒業 令和元年 12 月弁護士登録

順風法律事務所 (東京都立川市)

URL <http://www.junpu.net/>

執筆担当：第 1 章